

国立研究開発法人国立環境研究所機関リポジトリ運用指針

令和7年5月12日

(趣旨)

第1条 国立環境研究所機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)は、国立研究開発法人国立環境研究所(以下「研究所」という。)もしくはその役職員等において作成された研究・社会活動の成果物(以下「成果物」という。)を収集し、電子的形態で長期的に蓄積・保存を進め、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすことを目的とする。この目的を達成するため、この指針により、リポジトリの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針における用語の定義は、次に定めるところによる。

- 一 「役職員等」とは、役員、職員、任期付職員、契約職員及びそれ以外の者であって研究所の業務に従事する者をいう。
- 二 「登録」とは、成果物及びメタデータをリポジトリに登録・蓄積・保存することをいう。
- 三 「公開」とは、リポジトリに登録されている成果物及びメタデータを、誰でも利用可能な状態に置くことをいう。
- 四 「送信」とは、リポジトリに登録されている成果物及びメタデータを、電子的手段を用いて、配信、伝送、公衆送信できる状態のことをいう。
- 五 「非公開」とは、リポジトリに登録されているメタデータのみを公開することをいう。
- 六 「削除」とは、リポジトリに既に登録されている成果物及びメタデータをリポジトリから取り下げることをいう。

(管理運営)

第3条 リポジトリの管理運営は、環境情報部において行うものとする。

(登録者)

第4条 リポジトリに成果物を登録できる者(以下「登録者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 研究所の役職員等
- 二 第一号に掲げる者を構成員に含む団体
- 三 その他、環境情報部長が申請書に基づき登録を認めた者

(登録対象の範囲)

第5条 リポジトリに登録する範囲は、学術的価値を有するものであり、次の各号に掲げるものとする。

- 一 刊行物
- 二 学術論文(学術雑誌等に掲載されたもの、プレプリント等)

- 三 学会・会議資料(予稿集、発表資料、報告書等。研究所が開催したシンポジウム等の資料も含む。)
- 四 研究データ(研究活動を通じて生み出されるすべてのデータ、研究成果の根拠となるデータも含む。)
- 五 研究計画・報告書(外部資金による研究の活動計画、報告書等)
- 六 教材(講義資料、講演資料等)
- 七 その他(上記以外のもので、第1条の目的を満たすもの。)

(登録・公開の要件)

第6条 リポジトリに登録・公開できる成果物は、以下に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 研究所および研究所に在職する役職員等によって、その主要な部分が作成されたものであること。
- 二 学会等の投稿規約、商業出版社との契約条項等の問題が生じないものであること。
- 三 次に掲げる事項について法令上又は社会通念上問題が生じないものであること。
 - イ 知的財産権に関する事項
 - ロ 名誉、プライバシー等個人の権利に関する事項
 - ハ 情報セキュリティに関する事項
 - ニ 守秘義務に関する事項
- 四 その他、登録・公開することについて問題が生じないものであること。

(成果物等の利用許諾)

第7条 登録者は、登録を希望する成果物のすべての著作権者から、第8条に掲げる取り扱いについての許諾を得ること。

(リポジトリにおける成果物及びメタデータの取り扱い)

第8条 研究所は、リポジトリに登録されている成果物及びメタデータを以下のように取り扱う。

- 一 当該成果物を複製し、メタデータとともにリポジトリを構築するサーバに格納する。
- 二 ネットワークを通じて、第9条に掲げる公開／非公開の条件に応じて、複製物及びメタデータを不特定多数に公開または送信する。
- 三 利用・保存のため必要な複製・媒体変換を行う。
- 四 所内外の各種システム等との連携のために、メタデータを提供する。

(公開／非公開の設定)

第9条 登録者は、リポジトリに成果物を登録するにあたって、「公開／非公開」の条件を付して登録することができる。

(著作権)

第10条 著作権の帰属は以下のとおりとする。

- 一 成果物の著作権は、リポジトリに登録された後も著作権者に留保される。
- 二 メタデータには著作権は発生しないものとする。ただし、メタデータに記述された抄録についてはその限りではない。

(ライセンス)

第 11 条 登録された成果物及びメタデータの利用におけるライセンスは以下のとおりとする。

- 一 成果物の著作権者は、その成果物を任意のライセンスで公開することができる。
- 二 登録したメタデータは、原則として「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス CC0 (パブリック・ドメイン提供)」に相当するライセンスで公開する。ただし、メタデータに記述された抄録については、著作権者が許諾しない場合はその限りではない。

(成果物の削除・非公開化)

第 12 条 リポジトリに既に登録された成果物が次の各号のいずれかに該当する場合、登録された成果物の一部又は全部を削除又は非公開化する。

- 一 登録者から理由を付して削除・非公開化の申請があり、環境情報部が認めた場合
- 二 他者に帰属する著作権、所有権等を侵害する場合
- 三 盗用、剽窃によることが明らかになった場合
- 四 社会的にみて著しく不適切な内容を含む場合
- 五 公開により第三者、社会、自然環境等への支障が認められる場合

(登録者の責任)

第 13 条 登録された成果物の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。

(免責事項)

第 14 条 リポジトリでの成果物の登録・公開あるいは利用によって生じた損害について、研究所はその責任を負わない。

(その他)

第 15 条 この運用指針に定めるもののほか、リポジトリの適正かつ円滑な運用を図るために必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附則

この指針は、令和 7 年 5 月 12 日から施行する。